

平成24年生駒市議会（第3回）定例会議案

平成24年6月11日

生 駒 市

平成24年生駒市議会（第3回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 1 号	平成23年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	1～2
報告第 2 号	平成23年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書	3
報告第 3 号	平成23年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	4
報告第 4 号	平成23年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	5
報告第 5 号	平成23年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書	6
報告第 6 号	平成23年度生駒市病院事業会計予算繰越計算書	7
議案第 38 号	専決処分につき承認を求めることについて (平成24年度生駒市自動車駐車場事業特別会計補正予算(第1回))	8～11
議案第 39 号	生駒市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第 40 号	生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13～17
議案第 41 号	生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18～22
議案第 42 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第 43 号	生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について	24～32
議案第 44 号	生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	33～35
議案第 45 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36～39
議案第 46 号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	40
議案第 47 号	市道路線の認定について	41

平成 23 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源			その他
							地方債			
総務費	総務管理費	庁舎等整備事業	26,600,000	24,869,250					24,869,250	
民生費	児童福祉費	私立保育所施設整備助成事業	527,238,000	383,136,000		340,565,000			42,571,000	
衛生費	保健衛生費	防犯灯等LED化推進事業	57,311,000	57,311,000		27,423,000	24,600,000		5,288,000	
土木費	道路橋梁及び河川費	企業誘致関連道路整備事業	181,477,000	113,301,712		61,888,592	45,500,000		5,913,120	
		道路新設改良事業	32,450,000	23,433,100					23,433,100	
		河川水路改修事業	2,000,000	2,000,000					2,000,000	
		都市計画調査策定事業	3,392,000	3,391,500					3,391,500	
消防費	都市計画費	松ヶ丘通り線街路整備事業	71,000,000	44,542,050					44,542,050	
		公園整備事業	33,000,000	25,000,000		11,125,000	10,000,000		3,875,000	
		消防施設整備事業	315,801,000	315,801,000		50,000,000	265,700,000		101,000	
		北分署施設整備事業	257,153,000	257,153,000			244,200,000		12,953,000	

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国県支出金	地方債	その他		
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	13,200,000	10,875,900					10,875,900	
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	32,615,000	31,256,100	10,342,000	19,600,000			1,314,100	
	社会教育費	南コミュニティセンター施設整備事業	4,500,000	4,500,000					4,500,000	
	保健体育費	学校給食センター管理事業	7,520,000	5,407,500					5,407,500	

平成24年6月11日提出

生駒市長 山下 真

平成23年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 地方債	財源 その他	
事業費	事業費	生駒駅前北口第二地区等 市街地再開発事業	66,000,000	66,000,000		42,397,250	11,300,000		12,302,750

[単位 円]

平成24年6月11日提出

生駒市長 山下 真

平成23年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源			その他
						国県支出金	地方債	地方債			
下水道費	下水道費	下水道管渠維持補修事業	2,400,000	1,842,750						1,842,750	
		公共下水道管渠整備事業	400,000,000	400,000,000		157,500,000	242,400,000			100,000	

[単位 円]

平成24年6月11日提出

生駒市長 山下 真

平成23年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						納付金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	320,815,000	17,827,000	213,650,000	52,484,000	161,166,000	89,338,000	円	関連工事等の進捗に合わせ ため

平成24年6月11日提出

生駒市長 山下 真

平成23年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成23年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る 財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	一般会計からの長期借入金	
1 資本的支出	1 建設改良費	病院施設 実施設計 及び工事 監理業務	203,700,000	116,200,000	1,500,000	117,700,000	13,965,000	103,735,000	103,735,000	99,900,000	3,835,000	0

平成24年6月11日提出

生駒市長 山下 真

平成23年度生駒市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	一般会計からの長期借入金			
1資本的支出	1建設改良費	新設改良工事	78,076,000	34,993,446	41,965,000	39,900,000	2,065,000	1,117,554	円	事業の進捗に遅れが生じたため

新設改良工事のうち継続費として設定している病院施設実施設計及び工事監理業務に係る経費については除いています。

平成24年6月11日提出

生駒市長 山下 真

議案第 38 号

専決処分につき承認を求めることについて

平成24年度生駒市の自動車駐車場事業特別会計の補正予算（第1回）を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成24年5月25日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成24年6月11日提出

生駒市長 山下 真

専第 3 号

専 決 処 分 書

平成24年度生駒市の自動車駐車場事業特別会計の補正予算（第1回）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成24年5月25日

生駒市長 山下 真

平成24年度生駒市自動車駐車場事業特別会計補正予算（第1回）

平成24年度生駒市の自動車駐車場事業特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,772千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301,055千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		222,000	11,772	233,772
	1 使用料	222,000	11,772	233,772
歳 入 合 計		289,283	11,772	301,055

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 前年度繰上充用金		0	11,772	11,772
	1 前年度繰上充用金	0	11,772	11,772
歳 出 合 計		289,283	11,772	301,055

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車駐車場使用料	222,000	11,772	233,772	1 駐車場使用料	11,772	生駒駅南自動車駐車場使用料 生駒駅北地下自動車駐車場使用料 824 10,948
計	222,000	11,772	233,772			

[単位 千円]

歳出

(款) 3 前年度繰上充用金

(項) 1 前年度繰上充用金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明		
				特定 国県支出金	財源				
					地方債	その他		区分	金額
1 前年度繰上充 用金	0	11,772	11,772		11,772 (使) 11,772	一般財源	22 補償補填及び 賠償金	11,772	前年度繰上充用金
計	0	11,772	11,772		11,772				

[単位 千円]

議案第 39 号

生駒市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

平成 24 年 6 月 11 日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成 22 年 12 月生駒市条例第 32 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 生駒市図書館条例施行規則（昭和 62 年 3 月生駒市教育委員会規則第 1
号）第 9 条第 2 項の利用券として利用できるサービス

第 3 条第 3 項中「前条各号」を「前条第 1 号及び第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年6月11日

生駒市長 山下 真

生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成14年法律第48号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「及び第7条第1項」を「、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に改める。

第4条を第7条とする。

第3条中「前条」を「第2条から第4条まで」に改め、同条を第6条とする。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付し、同条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）第17条第1項に規定する介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

(2) 第3条第1項各号に掲げる業務に係る期間が同条又は前条の規定により任期を定めて採用しようとするときから3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条」を加える。

第19条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短

時間勤務職員

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「短時間勤務職員」の次に「又は生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条の規定により採用された職員」を加え、「任期付育児短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に、「任期付育児短時間勤務算出率」を「任期付短時間勤務算出率」に改め、同条第2項及び第4項中「任期付育児短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に、「任期付育児短時間勤務算出率」を「任期付短時間勤務算出率」に改める。

第8条の2第2項第2号、第10条第1項、第17条の2、第17条の3第1項及び附則第19項中「任期付育児短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 5 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条」に改める。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 6 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を

「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条」に改める。

議案第 41 号

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 24 年 6 月 11 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市職員の特種勤務手当に関する条例（昭和 43 年 12 月生駒市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 号を加える。

(8) 災害派遣業務手当

別表第 2 項を削り、同表第 3 項を同表第 2 項とし、同表第 4 項を同表第 3 項とし、同表第 5 項中

環境衛生業務手当	野犬等の捕獲若しくは死体処理又ははち類の駆除に従事した職員 下水路の汚泥取出し作業に従事した職員	勤務 1 回につき	800 円
	清掃施設において処理機械故障時等の汚物取出し作業に従事した技能職員	日額	4,500 円
	清掃施設に勤務する技能職員で清掃作業に従事したもの 清掃施設において臨時に清掃作業に従事した職員又は臨時に粗大ごみ若しくは大量ごみの収集作業に従事した職員	日額	750 円(臨時に作業に従事した職員にあっては、1,000 円)

を

環境衛生業務手当	動物の死体処理又は有害鳥獣等の捕獲若しくは駆除に従事した職員 下水路の汚泥取出し作業に従事した職員	日額	400 円
	清掃施設に勤務する技能職員で清掃作業に従事したもの	日額	420 円

に改め、

同項を同表第 4 項とし、同表第 6 項中

消防防災手当	火災又は水防の現場において業務に従事した職員	勤務 1 回につき	500 円	を
	救急現場において救急業務に従事した職員	勤務 1 回につき	300 円(救急救命士として救急業務に従事した職員にあっては、500 円)	
	はしご付き消防ポンプ自動車の塔上において、消防活動又は防火訓練指導に従事した職員	勤務 1 回につき	500 円	
	消防活動又は防災活動のため午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員	勤務 1 回につき	500 円	

消防防災手当	火災又は水防の現場において業務に従事した職員	勤務 1 回につき	250 円	に改め、
	救急現場において救急業務に従事した職員	勤務 1 回につき	150 円(救急救命士として救急業務に従事した職員にあっては、300 円)	
	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に消防活動又は防災活動に従事した職員(職務の級が 6 級以上の職員に限る。)	勤務 1 回につき	500 円	

同項を同表第 5 項とし、同表第 7 項を同表第 6 項とし、同表第 8 項を同表第 7 項とし、同表に次の 1 項を加え、同表備考を削る。

8	災害派遣業務手当	災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村(特別区を含み、本市を除く。以下同じ。)の区域内において、当該市町村の事務遂行の支援に関する業務に従事した職員	日額	1,000 円(心身に著しい負担を与える業務に従事したと市長が認める場合にあっては、1,000 円を加算する。)
---	----------	---	----	--

第 2 条 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 4 項中

環境衛生業 務手当	動物の死体処理又は有害 鳥獣等の捕獲若しくは駆 除に従事した職員 下水路の汚泥取出作業に 従事した職員	日額	400 円	を
	清掃施設に勤務する技能 職員で清掃作業に従事し たもの	日額	420 円	

環境衛生業 務手当	動物の死体処理又は有害 鳥獣等の捕獲若しくは駆 除に従事した職員 下水路の汚泥取出作業に 従事した職員	日額	400 円	に改め、
--------------	---	----	-------	------

同表第 5 項中

消防防災手 当	火災又は水防の現場にお いて業務に従事した職員	勤務 1 回に つき	250 円	を
	救急現場において救急業 務に従事した職員	勤務 1 回に つき	150 円(救急 救命士とし て救急業務 に従事した 職員にあっ ては、300 円)	
	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に消防活動 又は防災活動に従事した 職員(職務の級が 6 級以上 の職員に限る。)	勤務 1 回に つき	500 円	

消防防災手 当	救急救命士の資格を有 し、消防業務に従事した 職員	月額	1,000 円	に改める。
	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に消防活動 又は防災活動に従事した 職員(職務の級が 6 級以上 の職員に限る。)	勤務 1 回に つき	500 円	

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成24年7月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成24年7月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成25年4月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

議案第 42 号

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年6月11日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の生駒市税条例第28条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 43 号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年6月11日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成23年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

1 たけまるホール（大ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
全体使用	音響及び照明の操作必要	25,300円	42,100円	42,100円	87,600円
	音響及び照明の操作不要	18,900円	31,500円	31,500円	65,500円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00	9:00～22:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	5,800円	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	20,300円
	音響及び照明の操作不要	4,400円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	15,000円
ホワイエのみの使用		2,200円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	9,400円

2 たけまるホール（小ホール等）

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00	9:00～22:00
小ホール	全体使用	2,800円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	12,400円
	客席のみの使用	2,200円	1,900円	1,900円	1,900円	1,900円	9,800円
研修室1		900円	800円	800円	800円	800円	4,100円
研修室2		900円	700円	700円	700円	700円	3,700円
研修室3(美術室)		1,800円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	7,800円
研修室4(視聴覚室)		1,200円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	5,200円
和室A		400円	400円	400円	400円	400円	2,000円
和室B・C 1室につき		600円	500円	500円	500円	500円	2,600円

3 たけまるホール（調理室）

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
調理室	2,600 円	2,600 円	3,200 円	8,400 円

4 鹿ノ台ふれあいホール

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
大集会室	3,000 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	13,000 円
小集会室、和室 A 1室につき	600 円	500 円	500 円	500 円	500 円	2,600 円
和室 B	300 円	200 円	200 円	200 円	200 円	1,100 円
和室 C	400 円	300 円	300 円	300 円	300 円	1,600 円
和室 D	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円	1,500 円

5 生駒市図書館（市民ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
全体使用	音響及び 照明の操 作必要	14,600 円	24,400 円	24,400 円	50,700 円
	音響及び 照明の操 作不要	10,900 円	18,200 円	18,200 円	37,800 円

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
舞台 の 使 用	音響及び 照明の操 作必要	3,200 円	2,700 円	2,700 円	2,700 円	2,700 円	11,200 円
	音響及び 照明の操 作不要	2,400 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	8,300 円
客 席 の 使 用	音響及び 照明の操 作必要	11,400 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円	39,500 円
	音響及び 照明の操 作不要	8,500 円	7,100 円	7,100 円	7,100 円	7,100 円	29,500 円

6 生駒市図書館（大会議室等）

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
大会議室A・B 1室につき		2,200 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	9,800 円
第2研修室		2,100 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	9,300 円
第3研修室		1,600 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	6,800 円
実習室A・B 1室につき		1,900 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	7,900 円
和室A・B 1室につき		1,200 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	5,200 円

7 南コミュニティセンターせせらぎ（せせらぎホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
全体使用（楽屋1・2を除く。）	音響及び照明の操作必要	13,800円	23,200円	23,200円	48,100円
	音響及び照明の操作不要	10,400円	17,200円	17,200円	35,800円

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	3,900 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円	13,600 円
	音響及び照明の操作不要	2,900 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	10,000 円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	9,900 円	8,300 円	8,300 円	8,300 円	8,300 円	34,400 円
	音響及び照明の操作不要	7,500 円	6,200 円	6,200 円	6,200 円	6,200 円	25,800 円
楽屋1		400円	300円	300円	300円	300円	1,600 円
楽屋2		300円	300円	300円	300円	300円	1,500 円

8 南コミュニティセンターせせらぎ（小ホール等）

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
小ホール		4,000 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円	17,200 円
リハーサル室	せせらぎホール又は小ホールとの併用使用	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	1,000 円
	単独使用	600 円	600 円	600 円	600 円	600 円	3,000 円
プレイルーム		500 円	400 円	400 円	400 円	400 円	2,100 円
セミナー室 201		1,000 円	800 円	800 円	800 円	800 円	4,200 円
セミナー室 202・203・301～303 1室につき		1,500 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	6,300 円
和室1		500 円	400 円	400 円	400 円	400 円	2,100 円
和室2・3 1室につき		600 円	500 円	500 円	500 円	500 円	2,600 円

9 南コミュニティセンターせせらぎ（調理室）

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
調理室	2,400 円	2,400 円	3,000 円	7,800 円

10 北コミュニティセンター I S T A はばたき (はばたきホール)

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
全体使用 (楽屋1～4を除く。)	音響及び照明の操作必要	21,300円	35,400円	35,400円	73,600円
	音響及び照明の操作不要	15,900円	26,400円	26,400円	54,900円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00	9:00～22:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	8,300円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	28,700円
	音響及び照明の操作不要	6,200円	5,100円	5,100円	5,100円	5,100円	21,200円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	13,000円	10,800円	10,800円	10,800円	10,800円	44,900円
	音響及び照明の操作不要	9,700円	8,100円	8,100円	8,100円	8,100円	33,600円
楽屋1～4 1室につき		300円	300円	300円	300円	300円	1,500円

11 北コミュニティセンター I S T A はばたき (小ホール)

	9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00	9:00～22:00
音響及び照明の操作必要	7,200円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	24,900円
音響及び照明の操作不要	5,300円	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円	18,300円

12 北コミュニティセンター I S T A はばたき (リハーサル室等)

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
リハー サル 室	はばた きホー ル又は 小ホー ルとの 併用使 用	700円	600円	600円	600円	600円	3,100円
	単 独 使 用	2,100円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	9,300円
プレイルーム		700円	600円	600円	600円	600円	3,100円
セミナー室 201 ～203 1室につき		1,500円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	6,700円
セミナー室 204		700円	600円	600円	600円	600円	3,100円
セミナー室 301 ～305 1室につき		1,500円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	6,700円
和室1		1,000円	800円	800円	800円	800円	4,200円
和室2		1,100円	900円	900円	900円	900円	4,700円
和室3		1,200円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	5,200円

13 北コミュニティセンター I S T A はばたき (調理室)

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
調理室	3,500円	3,500円	4,400円	11,400円

14 芸術会館^{みらく}美楽来 (展示室)

	9:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 22:00	9:00～ 22:00
全面	8,400円	14,000円	14,000円	29,000円
半面	4,200円	7,000円	7,000円	14,500円
常設展示室	1,100円	1,800円	1,800円	4,700円

15 芸術会館美^み楽^{らく}来（セミナー室等）

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
セミナー室1～4 1室につき	1,200円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	5,200円
美術室1～3 1室につき	1,200円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	5,200円
和室	600円	500円	500円	500円	500円	2,600円

16 附属設備

市長の定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において生駒市教育委員会が規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第2の規定は、平成25年4月1日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 44 号

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年6月11日

生駒市長 山下 真

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「（単給世帯を含む。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加え、同表備考中第4項を第5項とし、同表備考第3項中「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項」を「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項」に、「に入所している場合」を「、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部（以下「特別支援学校幼稚部」という。）若しくは法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部（以下「情緒障害児短期治療施設通所部」という。）に入所し、又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）を利用している場合」に、「又は認定こども園に入所している」を「、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは

情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項中「が開始された日の属する月の初日」を「の実施がとられた年度の初日の前日」に改め、同項を同表備考第3項とし、同表備考第1項中「が開始された日の属する月の初日」を「の実施がとられた年度の初日の前日」に改め、同項を同表備考第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 この表のC₂階層及びC₃階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。また、この表のD₁階層からD₁₅階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次に掲げる規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項各号（第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4

第 1 項及び第 2 項並びに第 4 1 条の 1 9 の 5 第 1 項

- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 1 0 年法律第 2 3 号）
附則第 1 2 条

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成 2 4 年度分の保育料から適用し、平成 2 3 年度分までの保育料については、なお従前の例による。

議案第 45 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 24 年 6 月 11 日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 生駒市学研奈良登美ヶ丘駅前地区整備計画区域の項中「平成 17 年 1
2 月 27 日生駒市告示第 253 号」を「平成 21 年 12 月 4 日生駒市告示第 20
3 号」に改める。

別表第 2 生駒市学研奈良登美ヶ丘駅前地区整備計画区域の部の駅前商業・業務
地区 A の項及び駅前商業・業務地区 B の項中「、ヌードスタジオ、のぞき劇場、
ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇
心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
」を「その他これに類する令第 130 条の 9 の 2 に規定するもの」に、「別表第
4 (あ) 欄に定める数量を超える」を「法別表第 2 (と) 項第 4 号に規定する」に改
め、同項の次に次のように加える。

<p>近隣施設地区A</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車教習所 2 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が1.5平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。） 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 工場。ただし、自動車修理工場及びパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。 6 倉庫業を営む倉庫 7 法別表第2(と)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、前各項に掲げる建築物以外の建築物に附属するものを除く。 	<p>道路に面する側 にあつては、1 メートル以上</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる数値とし、第2号に掲げる場合にあつては同号に掲げる数式によつて算出され</p>		<p>20メートル。ただし、敷地面積が1,000平方メートル以上の場合は、この限りでない。</p>
<p>近隣施設地区B</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公衆浴場 2 ホテル又は旅館 3 自動車教習所 4 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が1.5平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。） 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券売所、場外車 	<p>道路に面する側 にあつては、1 メートル以上</p>			

<p>券売場その他これらに類するもの</p>		
<p>6 カラオケボックスその他これに類するもの</p>		<p>る数値とする。</p>
<p>7 工場。ただし、自動車修理工場及びパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。</p>		<p>(1) 敷地面積が1,000平方メートル以上の場合10分の30</p>
<p>8 倉庫業を営む倉庫</p>		<p>(2) 敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合</p>
<p>9 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する用途で令第130条の8の2第2項に規定するものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p>		<p>敷地面積(単位は、平方メートル)から500を減じた数値に500分の1を乗じ、当該数値に10分の20を加えた数値</p>
<p>10 法別表第2(と)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、前各項に掲げる建築物以外の建築物に附属するものを除く。</p>		<p>(3) 敷地面積が500平方メートル未満の場合10分の20</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により奈良県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第291条の1の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月11日提出

生駒市長 山下 真

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月10日奈良県指令市町村第1118号）の一部を次のように変更する。

別表第2備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、関係市町村の協議が整った日から施行する。

（経過措置）

2 変更後の奈良県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、平成25年度以後の関係市町村の負担金の額について適用し、平成24年度までの関係市町村の負担金の額については、なお従前の例による。

議案第 47 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）
第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	緑ヶ丘10号線	緑ヶ丘1453番23先 緑ヶ丘1453番7先

平成24年6月11日提出

生駒市長 山下 真